

小松宮彰仁親王とシュタイン及びグナイスト講義

堀 口 修

はじめに

日露戦争の約一年前の明治三六年（一九〇三）二月一八日、元帥小松宮彰仁親王（一八四六—一九〇三）が薨去された（享年五八）。親王の御生涯は、恰も明治維新後の激しく揺れ動く近代日本の歴史と歩を一にするかのように波乱に満ちたもので、主に軍事方面の重職を歴任する一方、外国との交際に於いても重要な役割を担うものであった。

ところで近代の皇族は、軍籍に就き身を以って国を守ることが求められたが、そうした視点からみると、親王の御生涯はその使命を自覚し実践されたものであったと言えよう。しかしそうした皇族の使命と実践も突然自覚され、且つ行われたものではなく、明治初年以來、徐々に形作られ、やがて明治憲典体制の中で皇族の位置付けが明確になされたことにより一層強く意識されていった。よって皇族も憲法・皇室典範をはじめとする近代法を理解せざるを得なくなった。であるならば皇族がどのようにしてそれらの学理を学び理解を深めたのかという点を解明することは、近代の皇族の使命と実践を理解する上で必要欠くべからざる作業であろう。

だが近代の皇族に関する研究は、高久嶺之介氏の諸研究を除くとあまり活

発ではない。このため皇族による近代法の修学の実態を解明するという研究も進んでいない。そこで本稿では彰仁親王が明治一九年から二〇年にかけて行った欧州視察の際、元ヴィーン大学教授ローレンツ・フォン・シュタイン（Lorenz von Stein 1815-1890）やベルリン大学教授ルドルフ・フォン・グナイスト（Rudolf von Gneist 1816-1885）に会い、親しくその警咳に接して彼等の教説を学んだという事実を取り上げて皇族による近代法の修学の一面を検討したい。

なおシュタイン及びグナイストの講義内容を記すものに、①「スタイン師講義聞書」、②「クナイスト師講義聞書」、③「スタイン 兩師講義筆記」（図版12参照）の三種類（いずれも宮内庁図書館所蔵・明治二三年刊行〔推定〕）があるが、本稿での引用は彰仁親王の序のある③からとする。

一 親王の御生涯と洋行の背景

現在では彰仁親王の名を知る人はあまりいない。そこでまずその御生涯を確認してみよう。親王は、弘化三年（一八四六）一月一六日、父伏見宮一品邦家親王の第八子として誕生される。母は鷹司准后政瀧の女景子、生母は家

女房堀内信子。幼名を豊宮と称する。嘉永元年（二八四八）四月五日に仁孝天皇の御養子となり、さらに安政五年（一八五八）三月二三日に嘉彰を賜名され、同月二七日に親王宣下を蒙った。そして同年九月二五日に仁和寺に入寺得度して法名を純仁と称する。しかし時代は、激動の幕末維新期を迎え、親王を再び実社会に引き戻す。以後の親王の主な履歴は、左の如くである。

慶応 三年 (二六七)	(12・9) 復飾仰せ出され、議定職仰せ出される。(12・15) 仁和寺宮と称すべきを仰せ出され、また翌日、名を嘉彰に復すべきことを命ぜられる。
明治 元年 (二六八)	(1・3) 軍事総裁職仰せ出される。(1・4) 征討大將軍仰せ出される。(1・9) 外国事務総裁仰せ出される。(1・7) 海陸軍務總督仰せ出される。
同 二年	(7・8) 任兵部卿。
同 三年	(2・1) 東伏見宮と改称。(閏10・12) 英国留学に出發。
同 五年	(10・26) 帰国。
同 六年	(11・25) 任陸軍少尉。
同 七年	(2・23) 征討總督を仰せ付けられる(佐賀の乱)。
同 八年	(12・28) 叙勲一等賜賞牌。
同 九年	(6・13) 陸軍戸山学校長を仰せ付けられる。
同 一三年	(3・1) 任陸軍中将。近衛都督を仰せ付けられる。
同 一四年	(2・5) 特旨により世襲皇族に列せられる。
同 一五年	(12・7) 叙大勲位。(12・28) 東伏見宮を改め小松宮と称し、彰仁と改名。
同 一九年	(8・11) 軍事視察のため凡そ一ヶ年を期し欧州へ差し遣される。 (10・2) 出發。
同 二〇年	(6・21) 英国ヴィクトリア女王(1819-1901。在位1837-1901) 即

同 二一年	位五〇年祭に参列する。(12・5) 帰国。 (5・18) 勅旨により枢密院に班列する。
同 二三年	(6・7) 任陸軍大将。
同 二四年	(12・14) 補近衛師団長。
同 二六年	(4・7) 第四回内国勸業博覧会総裁仰せ付けられる。
同 二八年	(1・26) 補参謀総長。(3・16) 征討大總督命せられる。(8・5) 授菊花章頸飾。叙功二級授金鷄勲章。
同 二九年	(2・22) 明治二七〇八年従軍記章授受。(5・7) 第二回水産博覧会総裁仰せ付けられる。
同 三一年	(1・20) 元帥府に列せられ特に元帥の称号を賜う。
同 三五年	(2・1) 英国皇帝エドワード七世(1841-1910) 在位1901-1910) 戴冠式参列のため差し遣される。(4・19) 出發。(8・30) 帰国。
同 三六年	(1・31) 請願の旨により宮継嗣を止む。(2・18) 薨去(享年五八)。(2・26) 国葬により豊島岡に葬す。

以上の履歴からも明らかのように、彰仁親王は、維新期の軍事総裁職・征討大將軍・征討總督(佐賀の乱時)をはじめ、近代日本の最初の対外戦争である日清戦争では参謀総長・征清大總督として従軍する一方、兵部卿・陸軍戸山学校長・元帥として軍事制度の整備、近衛師団長として近衛師団の改革に尽力するというように主に軍事畑を歩まれた。これは、親王が唱えられた皇族は欧州の例に倣い幼少より軍務に服すべきであるとの持論を自ら実践したこと(8)に他ならない。しかし彰仁親王の役割はそれだけではない。例えば外国との交際面をみると、親王は他の親王同様、外国との交際面で大きな役割を担っている。特に明治二〇年の英国ヴィクトリア女王即位五〇年祭への参列(9)、同三五年の英国皇帝エドワード七世の戴冠式への参列(但し式自体

は皇帝の病氣により無期延期)はその最たるものである。親王の御生涯は、將に明治という時代が求めた富国強兵・開国和親に邁進・尽力されたものであった。

こうした重要な役割を担われた親王ではあるが、さらに親王は明治二年五月一八日付で各皇族は枢密院に班列すべしとの勅定を拝した後、憲法案・皇室典範案等の審議に臨まれ、それらの制定・施行に与っている⁽¹⁰⁾。審議の席上、彰仁親王をはじめ各皇族の方々が積極的に発言することは一部を除き稀であったが、それでも明治憲典体制に於ける皇族の立場を踏まえると班列することには自ずと深い意味が込められていたと思われる。では親王は、枢密院での審議に臨まれる際に求められる専門知識をどのように修得していたのであろうか。実は親王は、明治三年から同五年にかけての英国留学に続いて、既述したように明治一九年から同二〇年にかけて行われた欧州での軍事視察を中心とする二回目的の洋行の際、シュタインやグナイストの講義を受けて彼等の教説を学ばれている。

そこでつぎにその講義内容を紹介したのであるが、その前に二回目的の洋行の複雑な背景を確認して置きたい。大澤博明氏の研究によると、洋行には陸軍内の軍制の近代化問題をめぐる対立抗争が介在していたという⁽¹²⁾。四將軍といわれた谷干城⁽¹³⁾、曾我祐準⁽¹⁴⁾、三浦梧楼⁽¹⁵⁾、鳥尾小弥太⁽¹⁶⁾は、明治初年以来、陸軍の近代化をめぐる問題において、陸軍誕生の歴史背景の限界―その中心を薩長閥が占め、人事・昇進等が薩長閥係者に有利なものとなつてゐるという現実―を乗り越え、情実に流されない人事・昇進により適切な人材を確保し、且つ技術的な面でも陸軍が近代的軍隊に相応しい内実を備えた組織になることを唱えていた。そして彼等は、着実に若手將校に支持を広げ、また自らの

主張を実現すべく政治活動もを辞さなかつた⁽¹⁷⁾。こうした主張・行動から当然のこととして彼等は、陸軍の主流派とされる大山巖⁽¹⁸⁾、山県有朋等と対立する。

そしてこのことは陸軍内に留まらず、やがて朝鮮国問題をめぐる外交・軍事問題、さらに財政問題等ともリンクして政府全体へも影響を及ぼすことになる。外交面で明治一八年四月、外務卿井上馨が清国との間で天津条約を締結し、東アジア国際秩序の安定化を追求する⁽²⁰⁾。また内政面で参議兼宮内卿伊藤博文が中心となり明治一八年一二月、太政官制度が廃止され内閣制度が創設されるという一大政治改革が断行された。この改革は冗費削減という目的もあつたため、軍事費もその対象となつた。その象徴的なものが明治一九年三月一八日付で裁可された「参謀本部條例」(勅令無号)により設置された参謀本部である。この時設置された参謀本部の体制は従来のもものと異なり、本部長(勅により皇族が任じられる)の下に陸軍部と海軍部が並列する陸海統一の軍令機関となつた⁽²²⁾が、そこには軍事的機能性・効率性等への期待もさることながら冗費削減も意図されていた。この時本部長に有栖川宮熾仁親王、次長に曾我祐準(陸軍)・仁礼景範(海軍)がそれぞれ就任したが、実は四將軍派はその実現に向けて、井上、さらには伊藤と結びついて陸軍主流派と対立したのである。

この参謀本部の実現は、四將軍派の従来からの主張が現実化しつつあるものと見られたが、陸軍主流派は直ちに巻き返しをはかり四將軍派の切り崩しを本格的にはじめた。それは設置直後の三監軍廃止案、陸軍検閲条例改正案、陸軍武官進級条例改正案をめぐる所謂「陸軍紛議」といわれる問題で顕著となつた。これらの廃止・改正案では検閲・進級共に陸軍大臣の権限が強く、そして内閣制度導入時の陸軍大臣は主流派の大山巖であつた。結局、この紛

議の仲裁者の立場に立った内閣総理大臣伊藤博文の判断は、検閲条例は参謀本部側の意向を汲み将来監軍部を再設置する条件で承認する⁽²³⁾、進級条例は原案通り⁽²⁴⁾というものであった。これにより四將軍派は敗れ、曾我は陸軍士官学校長へ、三浦は熊本鎮台司令官にそれぞれ左遷された。二人とも転任を拒否し非職となる。しかし三浦等は、やがて貴族院議員となり政府への牽制勢力としてその存在価値を追求していく。

ところで彰仁親王の軍歴からも理解されるように、親王は明治初年以来、近代的陸軍の構築に深く関わってきた。このため親王は、そうした対立に無関係・無関心でいられる立場ではない。詳しくは判らないが、彰仁親王は四將軍派の意見に理解を示す人物と見られていたようである⁽²⁵⁾。もしそれが事実ならば、そこには親王の海外視察の背景を理解する重要な要因がある。実はこの洋行に対して、天皇は明治十九年九月二八日、親王に御陪食を仰せ付ける一方、同月三〇日、侍従長徳大寺実則を通じて親王に「歐洲ニ於而御取調可被仰付條件無之ニ付別段御達無之各國帝王皇后御對面之節者宜御傳言被爲有様⁽²⁶⁾」との御沙汰の旨を伝えさせている。これに対し親王は「今度洋行之上ハ獨乙佛兩國ニ駐在之積ナリ 帝室禮式ノ事近衛ト宮内省ト關係邊ノ事近衛ト皇宮警察ト關係邊ノ事取調ル心得⁽²⁷⁾」であるので、その旨言上することを徳大寺に申し入れる。このやり取りの中に洋行が持つデリケートな部分を読み取れなくもない。

しかし親王は、右の発言にもあるように洋行に積極的な意義を見出している。事実それは、軍事関係の視察内容を記した「歐國軍事見聞録⁽²⁸⁾」や、これから触れるシュタインやグナイストの講義録からも伝わってくる。前者の見聞録は、親王の序とロシア・ドイツ・アメリカ・トルコ・シヤムの軍事制度

を解説した本文(七二〇頁)からなる大部なもので、特に序で「今回ノ視察中最モ彰仁ノ希望ヲ充タシ又我ニ適切ノ模範ヲ與ヘタルハ獨乙國ノ右ニ出ルナク露國之二次ク」と述べられているように、本文の殆どがドイツの軍事制度に関するものである。このことから親王の近代的軍制を分析する視点は健在であったといえよう⁽²⁹⁾。なお本稿はシュタインやグナイストの講義に焦点を当てているため、軍事視察の面については別の機会に譲りたい。

二 洋行の概要

近衛都督陸軍中将小松宮彰仁親王は、明治十九年八月一日付で軍事視察のため凡そ一箇年を期し歐洲への差遣を命ぜられる⁽³⁰⁾。そして同年一〇月二日、彰仁親王と妃頼子は、随行員小松宮別当三宮義胤⁽³¹⁾、陸軍歩兵中佐立見尚文⁽³²⁾、陸軍歩兵大尉坊城俊章⁽³³⁾、三宮の妻である八重野上臈等⁽³⁴⁾を伴い、横浜を出帆しアメリカ經由で歐洲に向かう。洋行中、親王は陸軍中将の資格で各国を巡歴するが、各国帝王と交歓の際は皇族の資格を以ってそれをなす事とされた⁽³⁵⁾。さて親王と妃の旅程及び各種の行事・視察等の主なものをあげてみると左の如きものとなる⁽³⁶⁾。なおシュタインの講義日はわかるが、グナイストのそれは特定できない。

(明治19・9・28) 近日渡歐につき、妃頼子と共に随員を率いて参内。天皇・皇后に拝謁し御陪食を賜わる。

(10・2) 彰仁親王、妃頼子と共に横浜から米國に向かう。

(11・3) サン・フランシスコを経てニューヨーク着。同地でウエスト・ポイン
ト兵学校等を視察する。(11・8) ワシントンで議事院を始め兵營等を巡覧する。
(11・10) 妃頼子と共にホワイト・ハウスに大統領クリーブランド・同夫人を訪
問して対面する。(11・11) ニューヨークから英国に向かう。同月二〇日リバ
ールに入港し、即日ロンドンに入る。(11・22) 妃頼子と共にウィンザー宮殿で
皇帝ヴィクトリアに拝謁する。暫時款談し、畢つて茶菓の饗応をうける。また宮
殿内を一覧する。

(12・7) 妃と共にマールボロー・ハウスで皇太子・同妃に対面する。天皇の命
により携行した大勲位菊花大綬章を皇太子に贈進する。(12・13) ロンドン発、
翌一四日パリ着。(12・18) 同国外務大臣フローレンスを訪問する。翌日答訪が
ある。(12・20) 同国大統領グレイヴィーと往訪答謝の札を交換する。その後首
相・陸海軍両大臣と対面する。また兵營を巡回すると共に、外務大臣招待のオベ
ラを観覧する。

(明治20年・1・9) パリ発。翌一〇日ベルリン着。(1・13) 妃頼子と共に同国
皇室より差廻しの装儀馬車により王宮に参入し、皇帝ウィルヘルム一世・皇后ア
ウグスタに拝謁して饗応をうける。(1・16) 皇太子フリードリッヒに拝謁する。
(1・19) ポツダム王宮に皇孫フリードリッヒ・ウィルヘルムを訪いて天皇の聖
旨を伝え、大勲位菊花大綬章を贈進する。(1・23) オルデンス・フェストの典
に招かれる。(1・27) 旧皇城におけるグラン・クール⁽³⁷⁾の典に招かれる。

(2・6) ベルリン発、ウィーン着。(2・11) シュタイン講義⁽³⁷⁾をうける。以後同
月二二日までの間に全一〇回の講義をうける。(2・25) ウィーン発、翌二六日
ローマ着。(2・27) 同国外務大臣ニコロイに面会する。(2・28) 妃頼子と共に
王宮で皇帝ウンベルト一世・皇后マルガレットに謁見し、天皇の命を奏し、同国
皇太子ヴィクトル・エマニュエルに贈進すべき大勲位菊花大綬章を捧呈する。こ
れは皇太子がエジプトに旅行して不在による。その夕、旅館に皇帝・皇后の訪問
を受け、答謝を恭しくす。

(3・1) 妃と共に王宮での宴會に臨席し、皇帝・皇后と款語する。また皇帝よ
りガラン・ゴルドン・ド・サンモリーフ・エ・ラザール勲章を受贈する。(3・

9) ローマを發し、ナポリ、ボンペイ等を巡覧する。(3・14) 皇帝の御誕辰に
あたりローマで親兵式が行れる。妃頼子と共にこれに臨み、式を陪臨する。この
日、電命により来る二二日の独国皇帝御誕辰にあたり奉祝のため御名代として同
国に差遣すべき旨を拜承する。(3・15) 皇帝の御訪問を迎えて告別を奏す。即
日ローマ発、ベルリンに向かう。二二日ベルリン着。なお妃頼子は偶々不例の気
味により親王に同行せず、伊国より直接露國に赴くことになる。(3・22) 同国
皇帝ウィルヘルム一世の御誕辰に際し帝室差廻しの装儀馬車により王宮に参入し、
皇帝に謁し天皇の慶祝の誠意を伝え聖壽の無窮を祈る。ついでその夕、皇太子、
盛算をその宮殿に張り、皇帝・皇后また夜會を王宮に催す。夫々招かれて臨み、
具に慇懃を尽す。(3・24) ベルリン発、ハーグ着。はじめ親王、ベルリンより
露國に直行する予定であったが、オランダ国王ウィレム三世不日旅行に出発との
情報があり急遽変更する。(3・29) 王宮に参入し皇帝ウィレム三世・皇后に拜
謁する。続いて晩餐の饗応を受け、暫時款語する。(3・31) ハーグを發して、
サンクト・ペテルスブルクに向かう。

(4・2) サンクト・ペテルスブルク着。先着の妃頼子と会する。(4・5) 妃頼
子を伴いウインター宮殿に参内し、皇帝アレクサンドル三世・皇后に拜謁する。
皇帝よりアレクサンダー・ネウスキー大綬章を贈進される。夜、ガツチナ離宮で
晩餐の御陪食を賜る。(4・20) 再びガツチナ離宮で饗応をうける。(4・21) サ
ンクト・ペテルスブルク発、二二日モスクワ着。同地で皇族オイデンベルク等の
案内により近衛兵及び軍事施設その他を視察する。(4・24) モスクワ発、同月
二九日コペンハーゲン着。(4・30) 妃頼子と共に王宮で国王クリスチャン九
世・皇后ルイザに拜謁し、天皇の勅旨を伝えると共に、大勲位菊花大綬章を捧呈
する。国王よりダンノープローフ第一等勲章を親授せられ、更に夜に入りて妃と
共に王宮の晩餐會に臨み饗応をうける。

(5・1) 国王の御招請により王宮内に開催の音楽會に臨席する。(5・3) 国王
より親劇の御招待にあずかる。(5・5) フレデリックス・ボールの離宮で午
餐を饗せられる。同夜オペラを観劇する。またその間、海軍省その他の施設・製
造所等視察する。(5・6) 国王等の御見送りをうけてコペンハーゲンを發し、

ベルリンに向う。(5・11)ベルリン着。滞在中、春季観兵式の演習を覧じる。観兵式当日、妃頼子と共に式場に至り、皇帝に陪して諸隊を巡閲する。また独
参謀大尉ミュールより軍隊に関する講義を聴聞する。

(6・1)来る二日ロンドンにおいて執行の同国皇帝の五十年治世祭に御名代
として列すべき旨の電命をうける。(6・10)ベルリン発、翌二日ロンドン着。

(6・20)バックingham王宮で皇帝ヴィクトリアに謁し天皇よりの祝詞を伝奏す
る。(6・21)即位五十年治世祭に際し皇帝の式列に加わり、ウエストミンスター

一寺院に臨み礼拝式に列する。畢つて王宮の午餐に列し、また夜会に臨む。以後
数日、外務大臣夜会・王宮舞踏会等各種の宴会に臨む。(6・30)ロンドン発。

翌七月一日ベルリン着。この間参謀大尉ミュールより軍隊に関する講述を聴聞
し、また陸軍附属の諸官衛等を巡視する。

(8・28)妃頼子と共にポツダム離宮で皇帝と晩餐を会食する。
(9・1)セダン戦争記念の大観兵式に臨み、皇帝と共に諸兵を巡閲する。式後

晩餐に列し告別を奏する。(9・3)ベルリン発、翌四日パリ着。(9・13)パリ
を發しソミュール(第九師団の秋季大演習地)に至る。八日間にわたり同大演習

を觀覧すると共に、野営演習を實現する。(9・20)ソミュールを發しパリに還
る。ついで同日夕刻大統領よりグラン・クロア・ド・ラ・レジョンドヌール勲章

を贈進される。(9・21)陸軍大臣主催の晩餐会に臨む。(9・25)妃頼子と共に
パリを發し帰國の途につく。(9・29)コンスタンティノープル着。

(10・8)コンスタンティノープル発。(10・12)ポルト・サイド着。(10・15)
ポルト・サイド発。

(11・3)シンガポール着。翌四日、同地発。(11・9)バンコク着。この年九月
シヤム国王、皇弟デヴァウオングセを特命使臣として日本に派遣して修好通商を

求め仮条約を調印したことにより、命によりその答問として訪問する。(11・10)
妃と共に王宮国王・国后に對面し、天皇の親書及び大勲位菊花大綬章を贈進する。

ついで午餐の饗応をうける。(11・16)バンコク発。以後サイゴンを経て日本に
向かう。

(12・3)神戸着。(12・5)横浜に帰港。天皇、侍從伯爵万里小路通房を、また

皇后、典侍室町清子等をそれぞれ遣して帰國を迎えさす。入京後、一旦帰邸の上、
直ちに参内。御内儀において天皇・皇后に拜謁し、帰國の旨を奏する。酒・交肴
を賜る。

親王と妃は、アメリカ・イギリス・ドイツ・イタリア・オランダ・デンマ
ーク・シヤム等の大統領、皇帝、国王、皇太子をはじめとする皇族等との謁
見、勲章の授与・拝受、各国政府首脳との会見等に臨まれ、国際親善に尽く
される。また親王は、軍事視察をはじめとする各種の視察のみならず、シュ
タインやグナイストの講義等、欧米の国家・社会に関する理論と實際を積極
的に学ばれる。これは明らかに来るべき立憲君主制を意識してのことである
う。そうであるならば、親王が彼等から学ばれたものが如何なるものであつ
たのか、という問題は非常に重要な意味を持つ。そこでつぎに前掲「シュタイン
兩師講義筆記」に基づいてその講義内容を紹介してみたい。⁽³⁸⁾

三 シュタイン講義

シュタインの講義⁽³⁹⁾は、既述の如く明治二〇年二月一日から同月二二日ま
での間に前後一〇回行われた。以下、回数別にその内容を紹介したい。

第一回(二月一日。於・ウィーン府旅館) まず最初に国家の政体を視察
する上で着目すべき点は①各国通用のもの、②その国に限り「特別固有ノ性
質ヲ負ヒ他ニ通用」しないものの二つであり、憲法は②の性質により成立す
ると説くと共に、西洋に来る日本人はこの二つの点を察せず「歐洲風トアレ

ハ何モ彼モ日本國ニ移シ行ヒ得ヘシト爲スモノアリ大ナル誤リ」と強く指摘する。そして、**埃國**は**人種・思想・風俗・目的**の四つの点で異なるものが相集つて一國をなすが、日本はその四つの点で同一のものが相集つて國をなし、そこが日本と埃國と異なる点である。しかし異なる点があるにせよ「**治國ノ要**」は①**國君**、②**政府**、③**国会**（「**人民ノ好ム處ニ因リ成立ツノ意ヲ含有ス**」）の三つである。人間社会には**強者・弱者**、**賢者・愚者**、**勤勉者・怠惰者**が存在するため、その間に混雑を生じるのは遁れられないとした上で、その三つの役割・関係をつぎのように説く。

故ニ政府ヲ建テ威權ヲ以テ之レカ取締リヲ爲サ、ル可ラス去レハ逆恣ニ威權ヲ弄セス必スヤ人民ノ好ム處ニ從ハサルヲ得ス故ニ國會ノ設ケナカラサル可ラス而シテ此政府ト國會トノ上ニ立チ其宜シキヲ制スルハ國君是レナリ

ついで帝王が掌握して政府・国会に委ねてはいけないものとして「**帝室ノ憲法**」「**帝料**」「**外國ニ對シ締盟戰和ノ權**」「**兵權**」をあげ、且つ日本のために計るに國會を起すには既に存在する「**憲法中其權限ノ幾干ヲ國會ニ割與スヘキヤ此調合ノ宜シキヲ得ルヲ研究**」すること、日本國を論じる者が「**動モスレハ帝王及政府ノ憲法ヲ今日初テ新ラニ作ルカ如ク云フモノアリ大ナル誤リ**」と指摘し、所謂歴史主義に基づく憲法制定を説く。

第二回（二月一三日。於・ヴィーン府旅館）その殆どの時間をシュタインが理解する天皇の治世史とでもいうべき話に費やし、最後に彼は今の日本國は「**君主專制ノ政治ト稱スヘキカ當今ノ時世ニ當ツテハ政體ノ變更ヲ要スヘキハ理勢止ムヲ得**」ないとし日本が國會設置へ向けて動かざるを得ない状況にあるとの認識を示す。

第三回（二月一五日。於・シュタイン居宅）國會開設により行政・立法の権限が判然と規定されるので、行政官はその規定を厳守して破ることのないようにする必要がある。もしこれを破れば「**其害曩キニ國會ヲ起サ、ルノ日ニ數陪^(マヤ)**」となる。さらに國會で議した法律は、天子の裁可を得て一般に公布した後は「**天子ノ命令**」であるので、行政官はそれに基づいて行政を行わざるを得ない。もし違反した場合は、國會に背くのではなく即ち「**違勅ノ罪**」を負うとし、國會開設後の行政のあり方・責任についての明確な規範を示す。そして行政・立法の權を分別後、両者の意見相合わない時、天子は「**双方ノ意見ヲ熟慮シ何レカ是ナルヲ判定シ可否**」を決し、「**行政立法ノ上ニ立萬機ヲ總轄**」することになるとする。

このため天子は「**廣ク内外國ノ狀態形勢ヲ知悉シ萬機ヲ判決スルノ資料**」となさざるを得ないので「**常ニ至尊直ニ忠良ノ人**」を用いて顧問とし、その顧問官は天子が自ら選任し政府・國會は関与できない。顧問官は「**軍事内局**」「**政事内局**」の二つに分かれ、前者は「**專ラ軍事ノ顧問ニ與ル所**」で、「**兵權ハ特リ天子ノ掌握シ玉フ所**」ナルカ故ニ**武官ノ進退黜陟天子ノ親裁ニ出ルモノニシテ政府國會之レヲ犯**」すことはできない。また天子は「**一國全軍ノ大元帥ニシテ輔翼ノ參謀本部長ナル者アリ常ニ軍務ヲ負擔シ計畫遺算ナキヲ勉ムト雖尙戰時ニ在ツテハ各將官ヲシテ軍議ニ參與**」させることがある。

第四回（二月一六日。於・ヴィーン府旅館）宮中顧問官は「**帷幄ノ内ニ在テ天子ノ腹心**」で、その職分は重く「**廣ク學識ヲ備ヘ内外古今ノ大勢ニ通シ忠良直實ノ人ヲ得サレハ却テ弊害**」を醸す。軍事内局の長は「**適當ノ人ヲ得ルヲ專一トシ敢テ官ノ高下**」を問わない。埃國の「**ミリテールカビ子ツト**」は目今は將官であるが、最初にその職を拜命した時は大佐クラスであった。

兵権は天子が掌握するが、陸軍大臣は「軍隊ノ給養屯營要塞ノ建造及修補兵器其他軍用一般ノ整備」について担当し、このことを国会に対して充分な説明をなす責任を有する。また参謀本部長は「軍謀ノ事ニ關シ常時計畫遺算ナク攻防ニ臨ミ勝敗ノ責任」を有する。なお司法・海軍等の各省は行政上一括のものではあるが、「世ノ開明ニ進ムニ從ヒ百般ノ事務頻繁ニ至ルヲ以テ之レヲ各省ニ分チ各一人ノ長ヲ置キ其責任ヲ分擔セシメ所務ノ滯滞混交ヲ豫防」することになった。

第五回（二月一七日。於・ウィーン府旅館）「一國ハ猶一身ノ如シ一身ハ四肢五體ヨリ成立ツ一國ハ君主政府國會ヨリ成立ツ」との、シュタインがよく用いる国家を身体になぞらえての国家論を簡潔に説く。そして「國會ハ耳目ナリ政府ハ手足ナリ君主ハ頭腦ナリ」とした上で、その主宰者は君主であり「互ニ相犯ス一ヲ得サルノ約束ヲ固フシ各其權利」を全うするのが憲法で、「一國ノ頭腦ハ此憲法ニ在リ之レヲ斷言スレハ君主ノ頭腦ハ此憲法ヲ以テ養成」するも過言ではないとする。また憲法を決定する主体は、君主若しくは大統領でその互いの権利を守る目的は「一國ノ安寧幸福」を保つことにある。「世ノ開明ニ進ムニ從ヒ政府起リ國會起リ君主政府國會三ツノモノ合シテ一體トナリ一國ノ治ヲ爲ス一ヲ欠クモ國ヲ治」むることはできない。そして君主或いは大統領は「扇ノ要メニシテ衆骨ヲ括ルカ如ク政府ト國會ヲ總括」する。また君主は「行政立法ノ上ニ立チ總括」するだけでなく、「其權最モ高ク最モ貴キハ國ト國ト相對スル時」で、和戦の権は君主の特権である。さらに君主は国会の決議を破毀する権を有し、これは行政上においても同様である。これに対して米国の大統領は、「多數ノ議決ヲ破毀スルヲ得ス間々弊害ナキヲ免レス治國ノ要君主立憲政體ノ勝ルニ若カサルナリ」と君主立憲政體

の優れた点を強調する。

第六回（二月一八日。於・ウィーン府旅館）国会で議決した事項は君主の裁可を得てはじめて法律となり、その後「政府ニ移シ君主ノ名ヲ以テ一般ニ公布ス君主ノ名ナケレハ法律ト認ムルヲ得」ない。公布の方式には二通りあり、英国は「玉璽」を鈐し、また「玉璽ヲ管守スルノ官」を宮中に設けており、欧州大陸の君主国では「概シ君主ノ名ヲ署シ尙其事柄ノ主務タル省ノ長官連署」するものである。君主は特別の大権を有しているので、この権利を虚空に帰さないためには顧問官の存在が重要である。政事内局（「チビルカビネット」）は、例えば新税導入の際、主務者の建議であるのでその取り調べに疎漏はないはずであるが、なおその当否を調査し、その後はじめて君主が可否するという制度である。

一般に英国における組閣では国王は別に「知慮」を要することはないが、欧州大陸では英国と異なり政治上の党派が四分五裂しているため君主の対応が非常に重要で、ドイツの近き例をあげると首相が国会に敗れると、君主は「首相ノ意見ヲ是トシ國會」を解散して首相を助け、またもし君主の意見が首相のそれに反する時は「首相ヲ廢シ國會ノ議ヲ採」る。これ故「英國ニ君タルハ易クシテ歐洲大陸君主國ニ君タルハ難ク益忠良直實ナル顧問官ヲ要スル所以」である。また文官採用には試験法があり、大臣恣意的にできることではないが、その「進退黜陟」（下等官吏を除く）については、大臣まず君主に奏問し、君主これを「政事内局ニ下附シ各省ノ比例平均等ヲ調査セシメ然ル后之レヲ可否」する。

以上の他、君主の大権として「一種特別ナル固有ノ特權」があり、それは「血統ト財産」の二つで、「君主アレハ夫婦アリ父子アリ兄弟姉妹姪アリ星霜

ヲ經ルニ從ヒ枝葉益繁茂ス宜シク帝室ノ憲法ヲ確定シ未來萬世ノ爭乱ヲ豫防シ其基本ヲ鞏固」にすべきである。これは「帝家ノ豫備」である皇族にも適用する。帝家の血統繼承を定めるものは「男血ニ非レハ能ハス」「男血無キ時ハ女血ヲ以テス」「男女共ニ血統ノ近キニ從フ然レハ第一子女子ニシテ第二子男子タレハ男子ヲ以テス」の三つに依る。そしてその「繼承法」を定めるには「其國々往昔ヨリノ慣例ニ從ハサル可ラス強テ一國ノ例ヲ以テ他國ニ推シ及ホス能ハス宜シク監ムヘキヲ要」する。

第七回（二月一九日。講義場所記載なし）帝王の特権を鞏固にするには「系統ノ憲法」「皇族 連枝」「帝料」「内外人ニ接遇 賞譽恩惠ノ類」「ミリテールチビリカビ子ツト」の五つを確定することが必要である。そして帝室の憲法は「系統法」「婚姻法」「財産讓承法」「師傅補佐 攝政」の四つからなる。系統法は欧州の一例を挙げると、「第一ニハ嫡流ノ男子」「第二ニハ若シ嫡流ニ男子無キ時ハ庶流二三男ノ男子」「第三ニハ若シ亦此庶流ニ男子ナキ時ハ女血統女子ノ子孫ノ男子但シ此女血統ト雖姊妹ノ順序ニ從フハ勿論ナルヘシ」となる。こうした確定の憲法がないために一七〇一年、オーストリア・フランス・イスパニアの三国がオーストリアの帝位を争つたことがある。ここで男女血統内に男子がない場合、女子が帝位を継ぐのかという問いに對し、シュタインは、現実性のないケースではあるが、もしそうした事態が生じた時は「其國古來ヨリノ慣例ニ依ラサルヲ得ス其是非ハ今爰ニ云難シ」と答えるのみであった。

第八回（二月二〇日。講義場所記載なし）日本は一八九〇年に国会を開設する予令を發したとのことであるが、帝室の憲法はそれ以前に天子自ら皇族の方々と「熟議確定」することを良とする。「師傅攝政」の事は欧州各国で

は帝室の憲法に属せず国の憲法に属すが、自分はこれを良としない。英露兩國では「師傅攝政」の事は国の憲法に属し、奥國は否である。攝政は天子に代わつて「一國ノ政ヲ執ル故ニ之レヲ國ノ憲法ニ屬スルモ一理」あり一概に否定できない。なお「師傅輔佐」は「君主ノ幼年ナル時」、攝政は「君主未タ緦綽ノ内ニ在ル」等の事情の時に置くのを例とする。ババリアやイスパニアにその例をみることが出来る。攝政又は輔佐は、必ずしも皇族・皇后・皇太后に限らず臣下にも人材がいれば任ずる例は少なくない。

男子の血統が絶えた時、女子を以て繼續することの如何は「日本古來ノ慣例」があるであろうから、「未タ事ノ生セサルニ先チ豫メ天子之ヲ確定シ置カル、ヲ良」とする。なお欧州君主國では君位・財産について「先君ノ遺書遺言ノ權ナシ必ス一定ノ法則ニ依」る。欧州のように「血統ヲ尊フノ國風」では養子による繼承はあり得ない。何故ならば男子・女子共に血統なき時は「天命ト覺悟」するしかないからである。日本の帝室の事は知らないが一般社会の風俗によれば血統の如何を問わず妄りに他血の者を養子としてその家を継がせることがあると聞くが、「血統ヲ尊フノ實」いずれにあるか。自分は「疑惑」を解くことができない。日本では皇族の方々が天子の御養子となると聞くが、これは繼承法を定める趣旨に反する。自分はその理由を解することができず、養子は廃止するのを良とする。

欧州では婚姻について必ず定があり、それは「宗旨」「家筋」の二つの基本よりなる。日本では他國人と結婚できないと雖も、天子の結婚すべき家筋は何々以上と定め、また皇族の結婚も天子の許可なきものは認めずとの法を立てるようになってほしい。帝室の憲法を定めるのは「至大至要」で一朝夕に定められないので、宜しく適當の人を選んで委員とし、草案を起草させ「萬

世安泰」と認められる点に確定することを切望する。

第九回（二月二日。講義場所記載なし） 日本国の当分の要務は「帝室ノ財産」を確定し、帝室に属するものと国に属するものとの分別を明らかにすることである。本件に関する欧州の歴史は、第一期Ⅱ天子が一国の土地を皆所有するが三ヶ年毎に人交代して各地方を支配させる、第二期Ⅱ大名諸侯が各地方を分領し天子が直接支配しない、第三期Ⅱ分領したものを皆一統に帰し再び天子が直接支配する、第四期Ⅱ君主に属するものと国民に属するものとの分別を明らかにする現時の状態、の四期に分かれる。日本国では一八九〇年に国会を開設する以前は国の財産を処分するのは天子の随意であろうから、今の内に君主と国民とに属するものを分別し、帝料とするものは帝室の憲法内に加え、国会開設後においても帝料に関しては国会の関渉できない事と判然とするべきである。他方国に属する財産を支配するのは大蔵大臣の任で、他方帝料を支配する者は帝室に直隸する者を任じる。

帝室に属する財産には二つの要目がある。「帝室世襲ノ財産ニシテ天子一己ノ意見ヲ以テ左右スルヲ得ス必ス皇族等ノ協議ニ依ラサルヲ得サルモノ」と「帝王獨存ヲ以テ他ニ與フルモ賣却スルモ随意タルヘキモノ即チ帝王ノ世ニ至リ注意節儉等ヨリ生スル處ノ財産ノ類」の二つである。欧州では帝王に属すが、帝室に属さないものがある。それは「帝冠」等である。ところで日本では「宮殿及離宮ノ類」がいずれに属するのか。天子の随意により処分できるのか、或はできないのか。日本には古来の慣例もあろうが、これらは今の間に判然一定することを望む。皇族にも天子の財産の幾分かを分与せざるを得ないが、欧州では天子の財産はその子たる者男女を問わず「繼承ノ權」を有するが、その天子の孫は繼承する権はない。故にその財産は帝室に復帰

す。しかし天子の子が「自己ノ注意節儉等」から生じたところの財産は孫に伝えることができる。

第一〇回（二月二日。於・ヴィーン府旅館） 天子の財産には「帝料」と「宮内省ノ定額即チ國庫ヨリ出ス所ノモノ」の二つがある。これについては大蔵大臣も関渉することはできない。英国は今の女帝即位の時から年に「若干ノ定額」を國庫より支出することに決する。埃國は異なり毎年国会においてその年度の費額を議定する。しかし実際においては議することなく宮内大臣提出の予算書に異議あることはなく、現に行われているところは英國に異なることはない。欧州の人民の中には「帝室ノ費用ト云フ時ハ一概ニ帝王驕奢ノ資ト爲スモノ、如キ思想ヲ懷ケトモ決シテ然ルモノ」ではないが、去り乍ら「數アル君主ノ内ニハ一日ノ驕奢ニ蕩盡シ去リ尙足ラスト爲スノ例」がないとも言えないので「人民ノ斯カル思想ヲ懷クモ強チ無理」とも言えない。故に君主は「此財産ヲ費用スル點ニ就キ最モ注意」を要する。

その主なものを挙げると「外國交際」（外国人饗応・贈物等）、「恩惠」（國家のために生命を抛棄した者の遺族扶助・患難遭遇者の救助等）、「奨勵」（戦功・農工事業振興・著述發明・学芸發達による國富増進・文明發達等を促した者への賞与等）、「俸給」（宮内大臣はじめ帝室直隸の諸官員官女等の俸給）等である。これらは「帝室財用中最モ活動アル點」で、「天子一人ヲ賞シテ萬人爲メニ勵ミ天子一人ヲ惠ミテ萬人其德ニ感ススク在リテコソ全國ノ人民益天子ノ德化ニ服シ天子ノ御威光ハ彌輝」くので、もしこの「恩惠賞譽ノ事」を「政府ノ手ニ落サシメハ合セテ天子ノ御威德ヲ失却ス宜シク御省慮アラン」ヲ切望」と述べる。

帝料では土地から生じる収益に優るものはない。その国々の風土により一

概に断言できないが、聞く所によれば日本では山林が最も適當のようである。日本国は古来山林に富み良材も多く、またその用途も広い。故に日本の剰余の雑木は材木が乏しく運送の費用が少ない近接の赤道直下の国々に、良材は遠方ではあるが需要の多い欧州の国々に輸出すれば利益は少くない。欧州では山林の保護に勤め溢りに伐採することはないので収益は迂遠である。その代わり帝料には適當である。以前井田讓公使から木製の箱を惠贈していただいたことがあるが、その品質・細工が良功なので個人的に所蔵するのは惜しいと考え、或る商法会議所に贈ったところ会員等極めて賞美したことがある。故にこの良材を欧州に輸出すれば需用は広いと信じて疑わなところである。

以上がシュタインの講義内容であるが、最後に彼は、短期間故、充分に意を尽くせず、そのため覚束ない講述となったことを遺憾としながらも、参考の一助となれば本懐との謝辞を述べて講義を終える。

四 グナイスト講義

つぎにグナイストの講義⁽⁴⁰⁾について触れてみたい。なお既述した如くグナイストの講義については、その時期・回数を確認できない。「グナイスト 兩師講義筆記」の「兩師講義筆記序」に「餘暇叩博士達寅氏及虞乃士都氏兩師聽其講說十餘回」とあるので直接親王が講義を聴いているものと理解できるので、講義の場所がベルリンと考えると、親王がベルリンに滞在していたのは、明治二〇年一月一〇日～二月五日、三月二一日～二三日、五月一一日～六月九日、七月一日～九月二日の期間であるので、講義はこの四つのいずれかの

期間か、或いは複数の期間に跨って行われたのではないかと思う。

こうした事情もありグナイストの講義は日特別に紹介することが難しく、またシュタインと異なりボリュームもあるので、本稿では筆者が重要と思う講義テーマを中心に紹介したい。⁽⁴¹⁾なお「グナイスト 兩師講義筆記」からの引用箇所には適宜頁数を記す。

〈國家・政府〉彼は、最初の方で歴史的・社会的に強者と弱者が厳然と存在し、そして弱者の自由権は薄いとす。故に王者は自由権薄き者の上に立つと心得て、「王者ハ、自由權ヲ伸長シ、且ツ、保護」を忘れてはいけな、また國家の存在意義は「人々ノ自由權ヲ守リ能ク法律ヲ設ケ人々ヲシテ上等ニ進」(一二頁) めることにあると説く。

そして一國を立てるには他國に対して「我國權」を落とさないことにある。故に「一國內ノ人民ヲ纏メ一國ノ權利ヲ保護ス是レ則チ陸海軍」が存在する理由で、「一國ノ主タルモノ人民ニ對シ兵隊ヲシメ又兵力ヲ養フ金額ヲ納メシムルノ權力ヲ有セサレハ他國ニ對シ侮リヲ防ク能ハス」(一二頁)と、國家存立の保証は軍事力にあり、その財政的裏付けとして徴税権がないと他國の侮りを防げないとする。また政府の具体的な役割は、教育・生活・自由権の保護にあるが、その実現のために諸官衙が設けられ、その費用は人民の負担義務(租税)であるとする。他方政府の統治行為には強制力(兵役・警察力等)が伴うため批判もある。右のことは表面上「壓制」のようであるがよく熟慮するとそうではないことを覚知でき、政府が「此斷行ナキハ國ノ安寧ヲ保維スル能ハサルナリ」(一五頁)とし、「國ノ安寧」を保つためにそれらの強制力が行使されるとする。

〈帝王・國家制度〉憲法制定についてはフランスを事例としながらその間

題点を抽出し、明確な論点を提示する。例えば「政府ノ權」を人民や華族に譲渡することに強く反対し、また英仏米の政治制度に基づく意見にも「右三國ノ人ハ何レモ幾分ノ自由權ヲ知ル日本ハ否ラス故ニ其言ヲ容ル、ハ害アリ」(一九頁)と反対する。それに対して欧州各国と日本の状態を比較すると、ドイツ国が最も近似しており「獨逸國ハ議院ノ設ケアレレ賢明ナル老帝上ニ在リ議院ノ權」は薄い。日本国が議院を開設しても「議員ノ多數決ヲ以テ事ヲ定ムルハ不可ナリ 多數決ヲ以テスルハ表面公平ニ似タレレ實際、ニ在テハ然ル可ラサルモノアリ」(二〇頁)と、君主と議院の統治上の権限関係からドイツを参考とすることを勧め、日本では議院を開設しても多數決主義を不可とし、且つ「日本國ニ於テモ 皇帝陛下ハ萬機ノ權ヲ掌握シ玉ヘ各大臣ヲ使用シ就中首相ヲ撰ミ而シテ上下議院ヲ設クヘシ」(二〇頁)との重要な指摘をなす。

帝王が「萬機ノ權」を掌握するには「金權」を得る必要がある。帝王要用の金額は議院では議定させない。ドイツでは帝王の要費一ヶ年四〇〇万テールとし、その他は一銭たりとも議院で可否させない。また議院を設ける前に税法を確定し、政府の使用する金額を下院の議定に付してはいけない。なおこれは政府が勝手に税を使用してよいというのではなく、その使用には事前に法律を確定しその法律により支弁することである。なお新税導入の際は議院にその方法を議させるが、その「多寡」について議員に口を開かせてはいけない。フランスは「金圓要否ノ權總テ議院ニ在リ是レ政府ノ混難ナル所以」である。よって帝王は「兵權ト金權」を他に貸さず、この二種を「常ニ掌握シテ失ハサレハ何事モ爲シ得」ないことはなく、「金力ヲ失ハサレハ兵力モ亦王室ニ歸シ他ニ奪」われることはない。またこれにより「法律警

察ノ實行容易」で「帝王ニシテ此二權ナク徒ラニ虚位ヲ守ル而已ナラシメハ一國災害其レ將タ何レニ歸スヘキヤ」(二三頁)と、立憲制下に於ても帝王が財政力と軍事力を掌握することの必要性を強調する。

ところで帝王が最も注意すべきは各大臣の一路踐行である。これを防ぐために枢密院(ニ監察)を設ける必要が生じる。どの国にも「一身ニ於ルカ如ク筋骨アリ手足アリ靜止スルト運動スルト二ツノモノ相待ツテ而シテ後一身全シ一國モ亦然リ 是レ則チ各大臣ト樞密院ヲ要スル所以ニシテ各大臣ハ運動ニシテ樞密院ハ靜止體」(二四〜二五頁)である。現今日本の「一大緊要急務」は官員を良全たらしめて兵事と行政を改良することにある。政事を行うに偏に「役人ノ言」のみを採るのではなく「人民ノ言」をも採用すべきである。議院はそのために設けられている。これが「良ク行ハルレハ人民悅服ス 若シ之レニ反シテ偏ヘニ役人ノ言而已用ユルニ當ツテハ人民猜疑ヲ生シ竟ニ爭乱ヲ醸ス」(二五頁)ので慎むべきである。

各大臣と議員との間には常に争論があるが、これが好結果を得る因であるので、各大臣と議員との間で「理論ト實務トノ併行」を要する。そして「行政上ノ一大要點」は、社会の「上下ノ關係調合」を宜しくすることである。国家の基礎を固めるには地方制度を充実させることが肝要であるとし、「人民能ク自治制ニ慣ル時ハ上下相離レス人々相親ミ始メテ平和ヲ得ヘシ」(三一頁)とし、自治制の意義を確認すると共に、その効用(道路・橋梁の修理等を事例に納税意識の定着化が図られるとする)にも言及する。

〈議會制度・選挙制度〉納税額の多少と公権の内容は連動させるのがよい。例えば「佛國ノ如ク税ヲ出ス多少ヲ問ハス公権ノ一般ナルハ不是トス 税ヲ出スノ多少ニ從ヒ議場ニ發言權ヲ多ク與フルヲ良」(三二頁)とし、所謂納

税額による制限選挙を是とする。英国は一八〇〇年代のはじめ、被選挙人が多い割には選挙人が少なかったため「平素能く熟知シ眞ニ尊信ヲ置クヘキノ人ヲ擧ゲシガ故ニ上下ノ折合圓滑ニシテ和樂ノ世」であつたが、一八三〇年代に選挙人が六〇万人の多くに達したことにより「勢ヒ上流社會ヲ壓倒スルニ至リ從ツテ政府及貴族ト人民トノ間漸次圓滑ヲ失ヒ上下隔絶ノ状態ヲ現」(三四頁) わすことになつた。そして有権者多きため「平素熟知セサル人」を推選せざるを得ず、「故ニ未タ曾テ面識モナク姓名モ不聞人ノ人ト爲リヲ知ラント欲セバ自ラ其方法ナカルヘカラス爰ニ於テカ世ニ新聞紙」(三四頁) が流行したのである(ここでグナイストは、新聞紙の役割を述べながらも批判的な姿勢を示している)。

日本国で国会を開設し従来の政体を改めるのなら「撰擧權ヲ與フルニ一ノ要件ハ稅ヲ納ムル多キニ從ヒ其權モ亦多」(二六頁) くすることである(グナイストは立憲制の樹立には地方制度の確立、納税額による制限選挙を是と説く)。また明治二三年に国会を開設するならば、それ以前に「憲法行政司法兵權等總テ其基礎ヲ鞏固ニセシ後ニ非レハ事危カルヘシ」獨乙國ニ於テハ是等ノ基礎確固タル後國會議院ノ開設アリ然レモ動モスレハ事甚タ難シ況ンヤ其基礎鞏固ナラサル邦國」(三七頁) では尚更であると警句を発する。英国は一八八五年に人口五万人で一行政区と定めたが今日では「第一ノ失策」とされる。日本国で国会を開設する際、上院を設けるのは注意を要しないが、下院を設けるのには注意を要する。下院には被選挙権・選挙権・議権について多くを与えず、与える議権は「新稅ヲ起スニ附テノ可否」、「費途ヲ要スルニ當リ政府ニ於テ公債ヲ募集スル可否」の二つである。ドイツ国を除き、仏国・英国・伊国等の国々のように下院に予算の可否についての権限があると、政府

は下院に「壓制」せられ、また下院は「政事上最上等ノ權」を有することになる。また日本国において普通選挙権を与える時は、党派を生じ、且つ党派間の争いや、議院が「議員中一二能辨者ノ爲メニ翫弄物視セラレ國家ヲ維持スルノ大計ヲモ顧ミス徒タ一時ノ衆望ヲ買ハシカ爲メ濫リニ稅ヲ輕スベシ兵隊ハ無用ナリ、杯狡辨ヲ以テ人ヲ煽動スルニ至」(四〇頁) する。これを防ぐには制限選挙が相応しい。

しかし「一般ノ人情ハ普通撰擧」を望むし、また婦女子へも与えるべしとなるが、「假令普通撰擧ヲ用ユト雖無智無學ノ者ハ能辨者ノ尻馬ニ乗ルノ外ナキヲ以テ到底其害アツテ其益」(四三頁) なしである。よつて選挙権付与は人民の納税額により数等に區別し納税額の多い方に多くの権利を与えることにする。また日本の皇帝は国会開設以前に選挙権を確定すべきである。そして日本では下院の議員選挙権を有する者「平均五十萬人」が適當である。だが普通選挙権を望む動きは止むことはなく、またこれを防ぐ手段もない。それは英国の例により理解される。議員選挙について日本のために約言すると、「第一下等人民ト雖少シノ撰擧權ヲ與フベシ 第二議員ヲ撰ムニ制限ヲ設クヘシ 第三被撰擧權ヲ有スル者ニ相當ノ役義ヲ與ヘ一般人民ノ上位ニ立タシムヘシ 第四生活上上位ヲ占ムル者ニハ多クノ權利ヲ與フベシ」(四九頁) ということになる。

日本国の状態で国会を開設するには上院を設けて下院を支配すべきである。そして上院は「宜シク中庸ヲ執リ國是ヲ維持スルノ覺悟ナカル可ラス故ニ上院ノ議員タル者ハ古來國勢ノ沿革ニ通曉シ内外國ノ事情ニ通知シ時世ニ處スルノ才識アル者」(五一頁) を要する。今日の日本国の大臣等は前進説を執る者が多いようなので、上院の「勢援」を借りないと常に下院に制せられる。

また日本人は「開化ヲ好ムノ美質」があるが、大富豪は稀で中等の者が多い。この中等の者を「漸々大富豪家」になるよう奨励する。開化を好むならば資本がないといけない。これ等「富豪ノ人々能ク其基礎ヲ確ニスルニ至ル時ハ政府ヲ保助」し、また「政府ノ高官等ト互ニ相容レ國是ヲ維持スルニ於テハ彌政府ノ力ヲ増スニ至ルヘシ」(五三〜五四頁)と、政府を社会的に支持する大資本家の育成を奨励する。

〔枢密院〕日本において憲法政事に一変後、党派政事が起これば内閣は常に党派の土俵場に至り内閣の更迭頻繁に至る時は、枢密院中正の義を執りこれを保護し、また漸次行政の改良を図るためには枢密院が最も必要な機関である。枢密院の議員は帝王の機関で、首相(首相)の責任は法律の定める権内に過ぎない。その議員は上院中の議員が兼ね、また内閣の諸大臣は枢密院の議員を兼ねるのが良く、それは互いに相通じ行政上の機関が滑らかに運転するからである。内閣と枢密院との関係は「國ハ動ト不動ニツノ力ヲ以テ保ツ 法律ハ動ト不動トノ機關ナリ内閣ハ動ニシテ枢密院ハ不動ナリ機關ヲ運轉スルハ内閣ニアリ機關ノ作用ヲ滑カナラシムルハ枢密院ニ在」(六一頁)である。因みに上院は不動体で下院は動体である。行政は「始終活動物」なので「國運ノ度時勢ノ如何ニ依リ斟酌」すべきである。行政上実際について「歐洲各國則ルヘキノ材料多シ然レモ一國ノ成立チニ因ル故ニ其因由ヲ詳カニセス直チニ之レニ則ル可」(六二頁)きでない。また日本国において欧州各国から雇聘する人物は行政の顧問官は可であるが行政官は不可である。

〔行政機関〕各省の説明は多岐にわたるが、紙数の余裕もないので特に重要な外務省・陸軍省・内務省の要点について触れる。

外務省―外務大臣は「嚴正ナル法律」により外国に派遣する公使館領事を管轄する。独国では外交の混乱を防ぐために「外交上皇帝親ラ之レニ當ル大使等ノ如キハ恰モ皇帝ノ書記官タルカ如ク唯其意ヲ受ケテ事ヲ處」(六二〜六三頁)するだけである。

陸軍省―軍隊の指揮と事務の処理の二部に分かれ、前者は「帝王ノ特權」である。軍隊は議院に關しないが、事務を処理する部分は經理上のため議院に關係する。陸軍大臣は經理上、議員に対して責を負う。また大臣の常務の主たるものは將校・經理・警備・軍人と一般人民との關係等である。陸軍省各局は、「武文官混交」して事務を処理し入り込んでいるので、一方に偏らずその「一和」に注意すべきである。衛生部長は文官、會計長官は独国では武官を宛てている。軍務上のことは独国に参照すべき点が多い。これは実戦を経て經驗に富むからである。

内務省―國民の度合いに従い漸次文明開化に進歩させる注意が必要である。地方制度は、独国は地方行政上、自治を主とする。日本国がそれを望むと極めて錯雜を招くので、仏国のように郡区町村制を執ることを良とする。トルコやエジプトのように県令に特權を付与するのは良くない。内務大臣は嚴格な規律を設けて各県令を支配し、枢密院もこれに關涉し、且つ県内に顧問官のような者を置く必要がある。内務行政は広いので大臣一人では万般を負担できない。そこで各国共に業務を分割する。その第一は警察で「一國ノ安寧」を保護することを目的とする。仏国・英國は憲兵を以て警察の根本とする。独国は、ベルリンを除き地方は憲兵が警察の事を司る。第二は農業で、日本国は小百姓が多いので農業者の改良を必要とし、また政府は農業の利益を大にして細民の發達を図る必要がある。牧業は政府において勧誘する必

要があるが、それには最初政府が資金を出し良種を購求して貸与すべし。なお独国には農業経済制度があるが、日本国には不必要で人望ある県令を任用して勧誘させ、また農業経済を進めるには多くの獣医を養成すべし。

〈有産家〉有産家は少なく細民が多いのはどの国でも同じで、有産家は「國家ノ機關」であるのでその歡心を失つてはいけぬが、多数の細民が「王室ヲ奉戴スルノ精神ヲ鞏固ナラシムル如ク養生スルヲ以テ國家ヲ維持スルノ大主義」(七一頁)を執ることと勧める。また日本国は第一に農業、次に工業を盛大にし、財政は地租が第一位であるので農業の利益を拡充して民力を富ますことが肝要と考える。殖産興業の要用は多けれども無目的に勧誘するのは得策ではなく、国勢と人民の度を顧みて進歩を図るべきである。また工業化の進展により職人が困難に陥ることになるので、彼らに保護を与えて民力を富ますことに注意を払うべきである。外国との貿易を行うなら内国細民を保護する計画がないといけぬ。条約改正を実現した際は、海關稅を増加し地租を軽減して農民の負担を軽くすべきである。しかし政府は「何事ニ關セス人民ニ對シ豫約ヲ爲スヘカラス豫約ヲ爲シテ實行セサル時ハ大ニ帝王ノ徳ヲ損ス 政府ハ貧弱ノ者ヲ憐ムノ情ヲ以テ政ヲ施ス時ハ國家ノ危」(七三頁)きことはない。

〈貴族〉貴族については、社会的に登場した歴史的背景及び展開を若干説明した後、欧州で貴族が革命により特権を失ったことを踏まえながら「日本國ニ於テ貴族ヲ保護スルハ深く賛成スル所ナリ貴族ハ最モ多ク租稅ヲ出シ身自ラ奮テ國家ト共ニ發達スルヲ勉ムベシ」(七八頁)と、その国家的社会的役割を高く評価しその保護を唱える論を展開する。但し国民は法律・政治上の平等権を有し、貴族と雖も特権を与えてはいけぬ。なおグナイスト

は、大土地所有者の國家・社会への貢献を高く評価する一方、工業化により出現した商業者・財産家に関しては、社会平均主義者の議論に触れつつも英國やプロシア国での施策を紹介するに留めている。

〈官吏〉官吏は中央・地方にバランスよく配するようにし、また官吏の選抜はナポレオンが制定した良法があるので日本国においても適當の基準となる。官吏を統御するのは「軍律」に均しき「嚴格ノ懲戒例」を設けて不正に対処する(五九〜六〇頁)。その諸官吏を管理するのは國務省に行わせ、官吏が一朝「職務ノ權限ニ附錯誤」(六〇頁)ある時は樞密院の裁判に付す。官吏の精神は「國君ト共ニ治國ノ責任ニ當リ其休戚ヲ同フルニ在」(九七頁)とし、また「國家ヲ保ツニハ最モ良官吏ヲ必要トス故ニ是レヲ養成スルニ力ヲ盡サ、ル可ラス」(九〇〜九二頁)との視点から種々論じられるところがある。この問題において帝王は「最大監督ノ權」(七五頁)を有し、その監視は「道德上ノ精神ヲ重シ各自名譽ヲ全フスル様ニ統御」し、その監督は「最モ威嚴ヲ重シ、彼賄賂ヲ貧リ不公平ノ所爲私權ヲ振ヒ官務ヲ怠ル等ノ如キハ痛ク懲戒」(九九〜一〇〇頁)すべしとする。また監督は「帝王ハ各大臣各大臣ハ縣令縣令ハ郡區長郡區長ハ町村長ヲ監督シ公正ニ歸セシムルヲ主旨トス之レ則チ一國行政上信用ノ厚カラシムルヲ目的」(七五〜七六頁)とし、その具体的な対象は「行政上事々物々當否」「法律規則ノ當否」「議會」(七三頁)とする。さらに官吏の怠慢・賄賂・擅斷・私意により下民を苦しめること等の失態に対してはその度に應じてそれぞれ処罰する。

日本国官吏の内「今日最緊要ナルハ地方縣令ナリ故ニ能ク其人ヲ得」ることに勉めるべし。また樞密院の設立も最も必要で、その議員は「行政上熟練ノ者」を選択すべきである。帝王が「政ヲ親裁セラル、ニ最モ注意ヲ要セラ

ルベキハ各大臣樞密院議員地方縣令能ク其人ヲ得テ自ラ之レヲ監督」するところにある。また帝王の「百官ヲ監視スルノ嚴格ナルハ恰モ聯隊長ノ其部下ヲ御」(九七頁) するようなものである。

官吏を養成する要点は「教育」「官給」「秩序」の当を失わないことで、また官吏には「高等官吏」「諸課ニ従事シ事務ヲ分擔スル者」「使役ニ應スル者即チ書記給仕ノ類」がある。日本の高等官吏には英仏独の内、一語には必ず通じることを要する。これは「學問上ノ要點事物ニ就キ自己ノ考案ヲ生出スベキ力ヲ養フニ在リ之レヲ爲サンニハ他ノ文明國ノ事跡ニ照合セサルヲ得ス之レカ爲メニハ一國ノ語ヲ全フスルニ若カサルナリ」(九四頁) とする。

〈大学校〉大学校は「邦國ノ最モ必要物」でその卒業生は「向來國家ノ大機關」(九五頁) となる。大学校の専門科は、獨國に習うを良とする。その最も要用とするものは第一法律、第二醫術、第三武官で、高等養育を要する。陸軍及び法律大学校は、一國の語により充分研究させた後、他の外國の事に及ぼさせるべきである。殊に法律科は、三年乃至その余にも確實に修学の後に官に採用する。武官は隊附、その他の士官は參謀官と交換して職務を執るのを良とし徒に一方に偏倚させてはならない。

〈君徳〉君徳とはどのようなものであるか。「嚴肅」「公平」「人民ヲ親愛ス」の三つである。「君徳下ニ普ク君威世ニ赫々タル時ハ假令黨派ノ争ヒ生スルアルモ更ニ恐」(九八頁) れることはない。また「唯政務ヲ執ルニ公平無私ヲ以テスレハ人皆其徳ニ服」(一〇四〜一〇五頁) すのである。その君徳を修めるには「節儉ヲ主トシ財用ヲ愛」することにある。褒賞・叙位・叙爵は君権に属すが、その濫授は慎むべきである。プロシア王は「世々節儉主義ヲ重ンス。徒ニ財用ヲ愛惜スルニ非ス有功ノ者ヲ待ツテ之レニ與ヘンカ爲」

(九八頁〜九九頁) めである。

〈親裁〉日本國に望むことは「皇帝陛下親政セラル、ニハ必ス内閣ニ臨御、各大臣御前ニ於テ事ヲ議セシメ萬機ヲ親裁」(一〇一頁) し、決して各大臣の專權を認めてはいけぬ。もし規則なく各大臣の個別の奏上を聞くと統一が取れないからである。そして各主任大臣から主任の事を奏上する時は「主義互ニ相分レ之レヲ統一スル難キノ患アリ、國家樞要ノ事件ニ至ツテハ内閣諸大臣ト雖意見」(一〇二頁) を異にすることがあり、決して故意ではなくてもそれは通れることができない。なおこの場合は、國君が裁決するしかない。

また將來日本國のために臨むことは「善良ニシ當務ノ大臣ハ能ク其責ニ任シ、以テ閣議ヲ盡シ 皇帝陛下之レヲ親裁」することである。集議院により閣議が左右されるのは國家には「最モ憂慮スヘキノ大事」で、英國は「議院政事ノ國ニシテ女王陛下ノ統御アレトモ議員ハ概チ貴族ニシテ何レモ皆世務ニ老練」であるが、日本國で議員になろうとする者はそうではない。立君憲法により國體を鞏固にするには「英國ニ準據スルハ不可ナリ英國ハ其實共和體ニテ權議院ニ在リ日本國ニハ適」(一〇三頁) さない。なお立君憲法國では「萬機國君ノ親裁」に出るが「世々賢明ノ君ヲ得」ることは難しいと言われる。しかしこれは必ずしも願慮することではなく「當務ノ諸大臣誠意事ヲ議シ而シテ后之レヲ上奏スレハ則チ能ク其國體ヲ保ツニ足ル假令國君若年ナリト雖親政久シキニ至レハ竟ニ熟練」(一〇四頁) されるからである。

そしてグナイストは最後に「フリードルヒ大王ノ宣ハク君主ハ第一等ノ臣民デアルト、國君タル者ハ能ク此言ヲ味ヒ一國ノ望ミヲ全フスベキナリ」(一〇八〜一〇九頁) と述べて講義を終える。

以上がグナイストの講義内容であるが、彼が言わんとすることは君主制の

根幹に関わるつぎのような言に尽きていよう。

君主國ニ於テ明君ヲ得レハ人民各種ノ望ヲ保ツ、最モ爲シ易シ、

殿下身親ラ反省セラレヨ情慾ト義務トハ胸裏常ニ撞着スルナラン然レモ
平心良ク是ヲ處スルノ道ヲ失ハス慣習久シキニ至ルハ更ニ難澁ヲ覺エ
ル、ナシ故ニ各人義務ヲ全スル上等ノ邦國ハ争少シ事ヲ處スルニ當リ徒
ラニ考慮セス速ニ事ヲ決行スルヲ要ス此決斷力ヲ養フハ平時ノ教育ニ在
リ、一國ニ取リテモ亦然リ教育普及ノ國ニ在テハ事ニ臨ミテ狼狽セス、
情慾ト義務トハ平行ヲ要ス偏重ハ害アリ立君國ニ在リ上ニ立ツ皇帝能ク
此大義ヲ守リ皇族大臣モ亦良ク之レニ從ヒ其他百官有司皆能ク之レニ準
ヒ民始メテ治マル、(九一〇頁)

おわりに

以上、彰仁親王が明治一九年から同二〇年にかけて洋行した際、シュタイ
ンとグナイストの許で学んだ内容を検討してきた。講義は君主(天子)や国
家に軸足を置き、そのあるべき統治の形態を法制・行政等に関する基本的な
知識を織り交ぜながら説くもので、所謂ドイツ国家学の一端が語られたもの
である。

シュタインの講義は、君主(天子)の国家及び帝室(皇室)に対して有す
る諸大権について、簡潔ではあるが実に実践的具体的に説明している。即ち
それらの欧州での歴史的展開を踏まえながら、且つ現在の実態を把握した解
説と持論を展開している。また彼は、君主(天子)の絶対的な立場を強調す
る一方、政治や社会における諸勢力の対立抗争を調整するのも君主(天子)

の役割と説く。ここには社会王制論とも言われる説が語られている。君主
(天子)は何をなさねばならないのか、という彼の問いは、親王にも強い知
的刺激となったことであろう。さらに彼は、時々日本の課題としてどのよう
なものがあるのかを気づかせるために自己の見解や提言を話の合間合間に入
れている。講義巧者の彼ならではのスタイルである。ここでも「シュタイ
ン詣で」を現出させた一因を垣間見ることができよう。

他方グナイストの講義は、歴史的・社会的に強者と弱者が厳然と存在する
ことを前提に、その関係から生じる諸問題に対応するのが君主・国家である
とし、さらにその内実としての君主制・国家形態のあり方を説く。即ち何故
君主・国家は存在するのかという問題意識を強く持った講義である。そして
その根底に措定されたものは人間が普遍的に有する「情慾」「望欲」で、そ
れから生じるものを制御・統制するのが国家制度、或は社会制度で、その中
心に君主がいるとする論理である。彼の講義内容には一部概念的抽象的な法
理論があるためシュタインのそれと比較すると硬質で難解なところがあるや
に思われるが、フランスやイギリス(グナイストは実態として共和制とみてい
る箇所がある)と比較しながらドイツの君主制が如何に優れているかを頻り
に説いており、やはり要点を外さない講義である。

そして彼は親王の立場を踏まえて、帝王のあり方について重要な指摘をな
す。特に帝王は統治上の大権を持ち、行政・立法等に対して適切な権限を行
使すべきであるとして、帝王が強大な権限を有する体制を明確に肯定する立
場を鮮明にすると共に、シュタイン同様、今後日本が採るべき国家制度・政
治制度についても提言をなす。よくグナイストは、伊藤博文が受講した時の
話やグナイストの講義録とされる『西哲學物語』から彼の日本人受講者への

消極的姿勢が語られるが、彰仁親王への講義からはそうした印象はあまり感じられない。グナイストにおける日本問題はまだまだ検討する余地がありそうである。⁽⁴²⁾

彰仁親王が枢密院での審議に臨まれた時、洋行により学んだもの、また問題意識を持たれた点がより現実味を帯びて迫ってきたことであろう。また皇族に求められているものの重みも実感されたことであろう。その親王は、シユタインとグナイストの所説の要点を明治二三年紀元節(二月一日)付の「兩師講義筆記序」で、「曰勤儉而愛民是君主之最大義務也曰帝王者其國第一之臣民也曰君主之要務無他在干躬行率先確定其國是使其臣民一般氣象慣習歸嚮干國是焉曰各國各有特殊風俗特殊歴史決不可亡失之云々」「夫古今東西各國之明君良臣所以終身孳孳而刻苦不怠者何也唯在求富強治安焉而已矣然而富強治安之道不出於君民協心勤儉勵精之外也」と記している。この時、親王が何故君臣論を強調するのか、その真意を掴み得ないが、何かしら訴えようとしているようにも思える。今後はこうした点も含めて彼らの講義が与えた思想的影響をできるだけだけ検討してみたい。

〔註〕

- (1) 「天皇の家―明治期における皇族の位置―」(同志社大学人文科学研究所編「共同研究 日本の家」(国書刊行会、一九八一年)所収)、「近代皇族の権威集 団化過程―その一 近代宮家の編成過程―」(同志社大学人文科学研究所「社会科学」二七)、「近代皇族の権威集 団化過程―その二 皇族の権威の社会化過程―」(同志社大学人文科学研究所「社会科学」二八)等がある。
- (2) 彰仁親王以外に、シユタインの学説に接した皇族として有栖川宮熾仁親王と有栖川宮威仁親王(なお両親王の講義録の有無については不詳)、またグナ

イストに接した皇族として伏見宮貞愛親王がおられる。なお貞愛親王の時の講義録は、その経緯を明らかにできないが「西哲夢物語」(明治文化全集)第四巻憲政篇(日本評論社、一九二八年)所収)と題して秘密出版されたことは周知の事実である。この「西哲夢物語」の刊行をめぐる問題については、大久保利謙「明治憲法の出来るまで」(至文堂、一九六六年)、堅田剛「西哲夢物語、あるいは明治憲法制定始末」(「独協法学」第四五号。のち同「独逸学協会と明治法制」(木鐸社、一九九九年)所収)等に詳しい。

(3) 本稿での史料引用は、一部字体を統一したが、闕字はそのままとし、原文に傍点・傍線等が付されている時はそのとおりに付した。また「」で括って引用した場合、改行箇所は一字空けとした。なお国立国会図書館憲政資料室所蔵「憲政史編纂会収集文書」の資料番号「一一四」「一一八」「一一二」は、②③とほぼ同じ内容の写本である。

(4) 現在、筆者はシユタインやグナイストの講義を通訳・筆記した人物を特定できない。随行員中、ドイツに在留・留学の経験を有しドイツ語を理解したであろう人物として三宮義胤と坊城俊章がいるが、「グナイスト 兩師講義筆記」の彰仁親王の序では筆記者について「随行員某」と記すのみで特定していない。

(5) 宮内庁書陵部所蔵「彰仁親王年譜資料」(全七二冊。函架番号/四〇五―八三)、「彰仁親王履歴」(函架番号/明―二五)等による。前者の「彰仁親王年譜資料」は、親王の御生涯を知る上で貴重、且つ大部な資料として価値がある。但し本稿で対象とする洋行期に関連するものとして「彰仁親王年譜資料」巻七五(Ⅱ「洋行中之記」他)はあるが、「彰仁親王年譜資料」巻五(Ⅱ「彰仁親王年譜原稿」五)と「彰仁親王年譜資料」巻二六―二七(Ⅱ「彰仁親王日記抄」一八―一九)は焼失してないという。なお親王の薨去直後に刊行された櫻新聞社編纂「軍國の譽(一名故小松宮殿下の御事跡)」(櫻新聞社、一九〇三年)は、小冊子ながらその御生涯を手際よく纏めたものである。

(6) 「太政官日誌」(明治庚午第三号)等では改称を仰せつけた月日を一月二九日とする。二月一日は直接親王に仰せつけられた日と考える。

(7) 親王は明治一八年二月二日、弟の定廬王(後の東伏見宮依仁親王)を継嗣と定めるとの御沙汰を拜するが、薨去直前に奏請してその継嗣を止めたことにより当宮は一代で廃絶する。但し宮家の祭祀は、親王の遺言により侯爵小松輝久(北白川宮能久親王の王子)により継承された。

(8) 『明治天皇紀』第三(吉川弘文館、一九六九年)、明治六年二月九日条。

この年の一〇月、嘉彰親王と伏見宮貞愛親王は相次いで書を上り、「歐羅巴諸國の皇族が少小より陸海軍に服事するに倣ひ、身を陸軍に委して勉力せんことを請う。これをうけて明治天皇は、同年一月一八日、両親王を召し、嘉彰親王を陸軍に、貞愛親王を海軍(その後陸軍)に従事することを命じた。そして翌一二月九日には宮内省から「皇族自今海陸軍ニ従事スヘク被 仰出候條此旨相達事 但年長ノ向ハ此限ニアラサル事」(内閣官報局「法令全書」明治六年。なお内閣記録局編輯「法規分類大全」第一編兵制門一では二月一〇日付)という達が出された。これ以降、皇族男子は「徴兵令」の適用を受けず天皇の命令により陸海軍人に任じられることを基本とした。さらに明治四三年三月三日付で公布された「皇族身位令」第一七条で「皇太子皇太孫ハ滿十年ニ達シタル後陸軍及海軍ノ武官ニ任ス 親王王ハ滿十八年ニ達シタル後特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外陸軍又ハ海軍ノ武官ニ任ス」と明確に規定された。

(9) なおこの時の彰仁親王の渡欧も含めて明治の宮廷外交を素材として日英関係の発展過程を考察した貴重な研究として吉村道男「宮廷外交にみる日本の『脱亜入欧』過程―日英関係事例として―」(『国史學』第一五八号)がある。

(10) 『明治天皇紀』第七(吉川弘文館、一九七二年)、明治二年五月一八日条。

(11) 明治三年は皇族の海外留学がはじめて実現した年で、八月に華頂宮博經親王が米國(アナポリスの UNITED STATES NAVAL ACADEMY <海軍士官学校>等入学。同六年八月帰國)、閏一〇月に彰仁親王が英國(数人の教師について地理・歴史・数学等を学ぶ)、一二月に伏見満宮(のち北白川宮)能久王がプロシア(ドイツ近衛歩兵第二聯隊等での隊付のほか、ベルリンの KRIEGS AKADEMIE <参謀大学校或いは陸軍大学校と訳される>にも入学。

同一〇年七月帰國)へ赴かれた。なお彰仁親王は幕末期から海外渡航を考えられていたとされ、維新後もそれを強く望まれていたという。

(12) 陸軍の近代化問題については大澤博明「近代日本の東アジア政策と軍事―内閣制と軍備路線の確立―」(成文堂、二〇〇一年)が詳しい。なお大澤先生には本問題について種々御教示を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

(13) 天保八(一八三七)年生。土佐藩士。維新後、台湾蕃地事務参軍・熊本鎮台司令官等を歴任。明治一一年陸軍中将。同一八年農商務大臣。谷の政治活動については、小林和幸「政治家としての谷干城」(マイクフィルム版「谷干城関係文書目録」(北泉社、一九九五年)所収)が詳しい。なお四將軍、大山巖、山縣有朋の履歴は、明治一〇年代までを記した。

(14) 天保一四年生。柳河(川)藩士。維新後、兵部少丞・熊本鎮台等を歴任。明治一六年陸軍中将。

(15) 弘化三(一八四六)年生。萩藩士。維新後、兵部権少丞・広島鎮台司令官・陸軍士官学校校長・東京鎮台司令官等を歴任。明治一一年陸軍中将。

(16) 弘化四年生。萩藩士。維新後、陸軍少輔・大阪鎮台司令官・近衛都督等を歴任。明治九年陸軍中将。

(17) 例えば「明治一四年の政変」の際、彼等は北海道開拓使官有物払下中止と憲法発布を求める意見書を提出している。このことから四人は「四將軍」と呼ばれるようになった。

(18) 天保一三年生。薩摩藩士。維新後、明治一三年陸軍卿、明治一八年陸軍大臣等を歴任。陸軍内で山県有朋と並ぶ実力を有した。明治一一年陸軍中将。

(19) 天保九年生。萩藩士。維新後、兵部大輔・近衛都督・陸軍卿・参議・参事院議長・内務卿等を歴任。明治五年陸軍中将。

(20) 天津条約と東アジア国際秩序との関係については大澤博明「天津条約の形成と崩壊」(『東京大学社会科学研究所紀要 社会科学研究所』第四三卷第三号(第四号)、前掲「近代日本の東アジア政策と軍事―内閣制と軍備路線の確立―」等を参照。

(21) 内閣記録局編輯「法規分類大全」第一編「兵制門 陸海軍官制二 陸軍二」四四二頁〜四四五頁。

(22) この陸海統一の軍令機関は、参軍官制を経た後の明治二二年三月に廃止される。

(23) 勅令第五七号「陸軍檢閲條例」(「官報」明治一九年七月二六日付)。

(24) 勅令第五八号「陸軍武官進級條例」(「官報」同右)。

(25) 親王と四將軍派との關係については、前掲「近代日本の東アジア政策と軍事―内閣制と軍備路線の確立―」を参照。

(26) 宮内庁書陵部所蔵「徳大寺実則日記」明治一九年九月二九日及び三〇日条。なお陸軍紛議により彰仁親王が非常に微妙な立場に陥ったことは、洋行中の同二〇年六月一六日付で三宮が伊藤博文に送った書翰で「小松宮の事に付川上少将(操六一引用者)色々掛念候事も有之内談御座候に付、同宮歐洲行以来の志操且向後所見の辺親密に示談仕候。尚無程帰国仕候に付拝顔之節委細可申上候」(伊藤博文關係文書研究会編「伊藤博文關係文書」五(塙書房、一九七七年)と記したことに読みとることができる。

(27) 前掲「徳大寺実則日記」明治一九年九月三〇日条。現在、親王の皇室礼式や近衛と宮内省・皇宮警察との關係についての調査内容を明らかにできないが、(註)(26)で触れた三宮の書翰で自分が同二〇年五月中、ウィーンで「宮中之儀式及帝室之組織取調」を宮内大臣ホーランロー公(Prince Hohenlohe)に依頼したところ、公が親切に承托してくれたことから「日々宮内省に出掛書籍と實際を示指し説明相受誠に満足仕候。澳国宮内之組織は独逸に異る処ありて我宮中の組織に殆ど同類せり。依て大に御参考に可相成事多からんと奉存候」と記していることから、三宮が宮中儀式・帝室組織關係の調査に従事していたことが理解される。

(28) 東京大学附属図書館所蔵。明治二一年二月付の彰仁親王の序があるのみで刊行年月日の記載はない。見返しに「寄贈 大正十三年十一月七日 有栖川宮家」との印が捺されている。なお親王は、本書の序でドイツ(プロシア)と

ロシアの軍制、特にドイツのそれを高く評価するとし、具体的には皇室と軍隊との關係、参謀本部や進級制度(「軍人ハ皆帝ノ親任スル所ニシテ其進級登庸ニ公平無私」)のあり方等について言及している。これなども洋行の一因となつたとされた問題との関連から考察する必要がある。

(29) 親王は、軍事關係の調査の一環として關係書籍の蒐集を目指し、そのことで澳洪国軍務省へ申し入れている。その後日本の澳洪国公使館経由で「澳洪国軍隊輜重整備ニ關スル規則」等が進呈された(外務省外交史料館所蔵「陸軍中將彰仁親王殿下軍事視察トシテ欧米兩洲御巡回一件」へ分類番号/六門四類四項一三号)所収、明治二〇年四月二日付外務大臣井上馨宛澳洪国代理公使ハイリツヒ・フォン・ジーボルト書翰)。また親王は帰国直後の明治二〇年一月と翌二一年一月、近衛兵の編制縮小の議に対してドイツの例を引きながら反対意見を奏上しているが(「明治天皇紀」第六へ一九七一年、吉川弘文館)、明治二〇年一月三日(日条)、これなども洋行時に修得した軍制學に関する知見が影響していたことは明らかである。

(30) 「官報」明治一九年八月一三日付。

(31) 天保一四年生。若くして頼三樹三郎・梅田雲浜等の志士と交わり國事に奔走する。岩倉具視の許で王政復古に尽力。戊辰戦争時、仁和寺宮の小軍監となる。その後兵部権少丞等に就くが、東伏見宮の渡英に随行。明治一〇年任外務二等書記官(ドイツ国公使館在勤)。同一六年宮内省に転じて式部官等に任じられ、同二八年式部長に就任。明治三八年逝去。男爵。なお随行員については本文で触れた人物以外に臨時の随行員や女官がいたようであるが現在正確な人名を確認できない。

(32) 弘化二年生。桑名藩士。明治一〇年陸軍少佐、同一三年近衛参謀、同一八年近衛歩兵第三連隊長。その後歩兵第一〇旅団長・陸軍大学校長・第八師団長等歴任。同三九年陸軍大将。同四〇年逝去。男爵。詳しくは土屋新之助「立見大將傳」(日正社、一九二八年)参照。

(33) 弘化四年生。元治元(一八六四)年侍従、明治三年山形県知事。その後露

独に留学。同七年陸軍中尉、同一〇年陸軍大尉、同一四年近衛都督伝令使、同二八年陸軍歩兵中佐。同三〇年貴族院議員。同三九年逝去。伯爵。詳しくは社団法人尚友倶楽部・西岡香織編「坊城俊章 日記・記録集成」(社団法人尚友倶楽部、一九九八年)参照。

(34) 一八四七(弘化四年)年生。英国人。

(35) 明治一九年九月一六日付外務大臣伯爵井上馨宛陸軍大臣伯爵大山巖移牒(前掲「陸軍中将彰仁親王殿下軍事視察トシテ欧米兩洲御巡回一件」所収)。

(36) 宮内庁書陵部所蔵「彰仁親王殿下欧米御巡回録 自明治十九年至明治二十年」(式部職)、前掲「彰仁親王年譜資料」巻七五(「洋行中之記」他)、前掲「陸軍中将彰仁親王殿下軍事視察トシテ欧米兩洲御巡回一件」、「欧米巡回日程表(別冊)」、前掲「坊城俊章 日記・記録集成」所収、岩壁義光・広瀬順皓編「影印 原敬日記」第一巻(北泉社、一九九八年)、原敬「渡欧およびパリ駐在日記」(原敬文書研究会編「原敬関係文書」第五巻 書類篇二へ日本放送出版協会、一九八六年)所収、「官報」等より作成。なお日程等について関係史料間に違いがある場合は、前後関係から最も妥当とされるものを採用した。

(37) シュタインの講義日は、本稿の「はじめに」で触れた「スタイン師講義聞書」に記されたものによる。

(38) 現在この講義実現の経緯を明らかにできないが、因みに当該期の在独国特命全権公使は品川弥二郎(明治一九年三月一三日より)、同臨時代理公使・公使館参事官は井上勝之進(同一九年一月二七日より)、在奥洪国特命全権公使は西園寺公望(同一八年七月三日より)等である。

(39) 伊藤博文が受講した時の講義録をはじめ、現在確認されるシュタインに関する史料・文献等については、瀧井一博「ドイツ国家学と明治国制―シュタイン国家学の軌跡―」(ミネルヴァ書房、一九九九年)所収の「文献一覧」を参照。

(40) グナイストと彰仁親王との関係を知る史料として、現在、ベルリンのプロイセン文化財機密国家公文書館(Geheimes Staatsarchiv preussischer

Kulturbesitz)所蔵「グナイスト文書」(der Nachlaß Rudolf von Gneists)中に彰仁親王(発信者名を「Komatsu」と記しているという)からの書翰(一通。一八八七年八月一二日付)と思われるもの(推定)があるというが(瀧井一博「グナイスト文書」再訪)へ有斐閣「書齋の窓」第四八〇号、前掲「ドイツ国家学と明治国制―シュタイン国家学の軌跡―」、筆者は実見していない。

(41) なおグナイストは、「日本政府ハ改革ヲ主トシ下院ハ保守ヲ主トスルナルベシ其状態歐洲ニ反ス 歐洲ニテハ經驗ニ富メリ變革ノ下院アルモ老練ノ政府アリ之レ良結果ヲ得ルノ所以ナリ」(五五頁)、「歐洲ノ人民ハ進取主義ヲ執リ官吏ハ保守主義ヲ執ル日本ハ之レニ反スルモノ、如シ」(五九頁)等の発言に集約される認識を持っている。この認識が如何にして形作られたのか判らないうが、それはそれとして彼の講義を理解する上で見過ごしてはならない認識であろう。

(42) 伊藤博文とグナイストとの関係についての再検討については、前掲「グナイスト文書」再訪」で若干触れられるところがあり新たな視点として確立する可能性がある。